

テナント営業に係る個別条件

病院食堂・売店営業

(1) 営業日及び営業時間

① 営業日

通年営業とする。ただし、年末年始期間等については病院との協議事項とすること。

② 営業時間

食堂

利用時間を午前 11 時から午後 2 時までを基本とし、可能な限り営業時間を拡大すること。

売店

利用時間を午前 7 時から午後 7 時までを基本とし、可能な限り営業時間を拡大すること。

(2) 営業内容

① 販売品目

食堂

米類、麺類、その他の品目は病院との協議事項とすること。

売店

日用品、飲食物（弁当、パン、ジュース類等）、菓子、雑貨、肌着、新聞、雑誌等及び病院が指定する介護品等の医療消耗品類とする。ただし、酒類及びたばこの販売は行わないこと。

② 販売価格

地域の標準料金を参考にして、標準以下に設定すること。

③ その他の条件

食堂

職員の注文を受付け、院内に配達を行うこと。

売店

ア 郵便切手、印紙等の取扱いや宅配便などの取次サービスを可能な限り実施すること。

イ クレジットカード及び電子マネーでの支払いを可能な限り実施すること。

(3) 備品等の設置

営業用備品のうち厨房機器（冷凍冷蔵庫、ガスレンジ、フライヤー、食器洗浄機及び製氷機等）については、病院と事業者で必要機器に係る事前協議を行い、病院が購入及び設置費用を負担したうえで設置する（病院での設置を希望する厨房機器について、応募書類の「出店及び営業計画書」の「8 その他提案等」に併せて記入すること。）。厨房機器の修繕及び更新に係る費用は、事業者の故意又は過失による場合を除き、原則、病院の負担とする。

なお、その他の営業用備品は事業者の負担とし、備品等の設置にあたっては事前に協議を行い、病院の許可を得て行うこと。

(4) 電力量計、量水器の設置

電気料、水道料の算定に必要な電力量計、量水器（電力メーター、水道メーター）は事業者が整備すること。また、計量法に定める検査及び使用有効期間満了に伴うメーターの取替えは事業

者が行うこと。

(5) 病院財産の使用料

医療局不動産管理規程（昭和 41 年岩手県医療局管理規程第 8 号、以下「不動産管理規程」という。）第 6 条の規定により不動産使用料を徴収する。

営業に係る電気料等の光熱水費は、使用実績に基づいて算定した額を徴収する。

(6) 営業許可期間

営業期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとして、不動産管理規程第 5 条に基づき不動産の使用許可を行う。

なお、特段の理由がない場合は年度更新を行えることとし、その都度、使用許可申請に基づいて許可を行う。

この場合、同一事業者による営業は 7 年を上限とし、これを超える場合は改めて公募を実施して事業者を決定する。また、当該設備の更新にあたっては、事前に病院と事業者が協議するものとする。

(7) その他

- ① 営業は、事業者に対して県が所有する行政財産の目的外使用許可に基づいて行うものであり、事業者には賃借権等の私法上の権益は一切認められないこと。
- ② 関係法令で規定する届出は事業者が行うこと。なお、営業により発生した問題等については、事業者が責めを負うこと。
- ③ 食品衛生法に基づく営業許可の申請、又はその他の関係法令で規定する届出は、事業者が行うこと。
- ④ 院内内線電話は病院が負担すること。ただし、外線電話は事業者の負担で設置すること。
- ⑤ 当院で提供している入院セットサービスについて、入院セットサービス事業者と連携し、売店及び食堂事業を行うこと。